



まるさんかくしかく ぜぜ
放課後等デイサービス

気象警報・避難情報発令時対応フローチャート

利用児童・保護者・職員の安全確保を最優先に行動します

令和8年6月1日制定

① 警報等の発令を確認



- ・暴風警報・特別警報
- ・警戒レベル3（高齢者等避難）
- ・警戒レベル4（避難指示）
- ・警戒レベル5（緊急安全確保）

事業所所在地域または送迎対象地域に
発令された場合に適用します

② 管理者が情報収集・状況確認



- ・気象庁、自治体の情報を確認
- ・道路状況、河川、土砂災害の危険性
- ・公共交通機関の運行状況
- ・送迎ルートへの安全確認

職員は管理者へ状況を報告

③ 利用者・職員へ連絡



- ・開所の可否
- ・出勤時刻の変更
- ・利用時間の変更
- ・送迎の有無
- ・お迎えの依頼 など

電話・LINE・メール等で
速やかに一斉連絡

暴風警報・特別警報の場合

平日（勤務開始 11:00）

休日・長期休暇 （勤務開始 9:15）

警報解除時刻	職員の対応	サービス提供	警報解除時刻	職員の対応	サービス提供
10:30までに解除	11:00出勤 （通常開所）	通常開所	8:30までに解除	9:15出勤 （通常開所）	通常開所
10:30～11:30解除	12:00出勤 （午後から開所・ 送迎時間調整）	午後から開所 （送迎時間調整）	8:30～10:00解除	10:30出勤 （午後利用を 基本とする）	午後利用を 基本とする
11:30～12:30解除	13:00出勤 （午後のみ開所を検討）	午後のみ開所 を検討	10:00以降も継続	臨時休業 （サービス中止）	サービス中止
12:30以降も継続	臨時休業 （サービス中止）	サービス中止			



警戒レベル3（高齢者等避難）

- ・管理者が気象情報・道路状況・送迎ルートを確認
- ・利用時間短縮・送迎中止等を必要に応じて判断
- ・危険と判断した職員は無理に出動しない



警戒レベル4（避難指示）

【勤務開始時刻までに解除された場合】

- ・管理者が安全確認を実施
- ・安全に出動・送迎が可能と判断した場合は
通常出勤・通常開所

【勤務開始時刻を過ぎて解除された場合】

- ・暴風警報・特別警報と同様の時差出勤基準を適用

安全確認が完了するまでは開所しない



警戒レベル5（緊急安全確保）

- ・施設運営は中止
- ・命を守る行動を最優先
- ・行政・消防等の指示に従う
- ・安全が確認されるまで事業は再開しない



特別警報

- ・終日休業とする
- ・開所中は避難を最優先
- ・保護者へ速やかに連絡



※警報解除後であっても、次の状況がある場合は開所時間の変更または休業を行います（管理者が総合的に判断します）

- ・道路冠水 ・河川増水 ・土砂災害の危険 ・停電 ・公共交通機関の停止
- ・送迎が安全に実施できない場合 ・その他、安全確保が困難と判断した場合



職員の行動

- ☐ 出勤前に警報・避難情報を確認する
- ☐ 出勤が困難な場合は速やかに
管理者へ連絡する
- ☐ 自己判断で危険な道路を通行しない
- ☐ 出勤後も利用児童の安全を
最優先に行動する



管理者の判断事項

- 次のいずれかに該当する場合は、
警報解除後であっても休業または開所
変更を行います。
- ・道路冠水 ・河川増水 ・土砂災害の危険
 - ・停電 ・公共交通機関の停止
 - ・送迎が安全に実施できない場合
 - ・その他、安全確保が困難と判断した場合



保護者への連絡方法



電話・電話・LINE・メール等で
迅速に一斉連絡

連絡内容：開所・休業の判断/出勤時刻の変更

利用時間の変更/送迎の有無

お迎えの依頼 など



開所する場合

- ・安全確認のうえ開所
- ・送迎ルートを最終確認
- ・利用時間や送迎時間の調整
- ・利用者の安全を最優先に支援



休業する場合

- ・臨時休業とし、サービスを中止
- ・保護者へ速やかに連絡
- ・職員は自宅待機

基本原則



1. 利用児童・保護者・職員の安全を最優先とします
2. 正確な情報収集と迅速な連絡・共有を行います
3. 状況に応じて柔軟に判断し、無理をしない行動をとります

【本マニュアルの見直し】

必要に応じて内容を見直し、
職員へ周知します。

【留意事項】

本マニュアルは災害時の対応を定めたものであり、
状況により管理者が総合的に判断します。